

## ○福知山市議会委員長会議規則（昭和24年5月12日議会規則第1号）

---

○福知山市議会委員長会議規則

昭和24年5月12日議会規則第1号

改正

昭和31年9月議会規則第1号

平成26年5月1日議会規則第1号

平成27年7月1日議会規則第3号

福知山市議会委員長会議規則

（設置）

第1条 本市議会に、委員長会議（以下「会議」という。）を置く。

（組織）

第2条 会議は、議長、副議長及び各委員会委員長をもって、これを組織する。ただし、議長が必要であると認めるときは、副委員長を出席させることができる。

（会議）

第3条 会議は、主として次の事項に関し協議し、又は議長の諮問に応ずるものとする。

（1）各委員会の連絡、調整に関する事項

（2）その他議長の諮問に関する事項

2 会議は、原則公開とする。

（議長）

第4条 会議の議長は、市議会議長をもってこれに充てる。

2 議長に事故があるときは、副議長がその職務を行う。

（会議の招集）

第5条 会議は、必要ある場合に議長がこれを招集する。この場合において、議長は、協議案件に基づき、該当する委員長に限定して招集することができる。

（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会議に諮ってこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日よりこれを施行する。

附 則（昭和31年9月議会規則第1号）

この規則は、昭和31年9月1日から施行する。

附 則（平成26年5月1日議会規則第1号）

この規則は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成27年7月1日議会規則第3号）

この規則は、平成27年7月1日から施行する。